

## むつごろう保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人川口福祉会
所 在 地	大川市大字新田821番地1
電話番号	0944-86-2395
代表者氏名	理事長 龍 陵伽

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	むつごろう保育園
施設の所在地	大川市大字新田821番地1
連 絡 先	電話番号0944-86-2395 FAX0944-86-2842
管 理 者	園長 龍 陵伽
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 19人 満1歳未満の児童 5人
開設年月日	平成11年 7月12日
事業所番号	167

### 3 サービスの目的・運営方針

むつごろう保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援

等を行うよう努めます。

## 5 職員の設置状況

職 種	職員数	常 勤	非常勤	備 考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	14	7	7	
調理員	3	2	1	

当園では、「大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年大川市条例第26号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・副園長	正規の勤務時間帯（08：30～17：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（08：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（08：30～17：30）
調理員	正規の勤務時間帯（08：30～17：30）
事務員	正規の勤務時間帯（08：30～17：30）

- ※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月30日から1月4日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定しま

す。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。)

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

### 【時間外保育に係る利用者負担】

- ・標準時間保育..... 18時以降のお迎え 100円徴収
- ・短時間保育..... 8時30分以前の登園 50円徴収
- 16時30分～18時のお迎え 100円徴収
- 18時以降のお迎え さらに 100円徴収

※上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

## (3) 一時保育

全年齢児 大川市在住の方 1日 1,000円でお預かりいたします。

※上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月1日)を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

## (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## (3) その他

3歳以上児は主食(ごはん)を持たせてください。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の開始及び終了に関する事項

### (利用の開始に関する事項)

当園は、市町村からの保育の実施について委託を受ける場合には、これに応じるものとします。

### (利用の終了に関する事項)

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	平田医院
医 院 長 名	平田 美幸
所 在 地	大川市大字新田256-1
電 話 番 号	0944-86-2859

### (2) 歯科

医療機関の名称	こが歯科クリニック
医 院 長 名	古賀 保夫
所 在 地	大川市一木433-1
電 話 番 号	0944-87-8199

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： ※児童表に記入 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電 話 番 号： ※児童表に記入 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電 話 番 号： ※児童表に記入 氏 名： 続 柄：

## 1.3 虐待防止のための措置に関する事項

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 児童虐待の防止、早期発見のための知識・対応力を得るための虐待防止研修への職員の派遣、受講
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

#### 1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者 園長 龍 陵伽</li> <li>・窓口担当者 主任保育士 新田 奈央</li> <li>・ご利用時間 8：30～ 18：30</li> <li>・電話番号 0944-86-2395</li> <li>F A X 0943-86-2842</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	江頭 格 電話番号 0944-87-2562 (役職・肩書等) 川口福社会監事
龍 博美 電話番号 090-2712-3275 (役職・肩書等) 民生委員(川口地		

※ 当園での解決困難の場合は、下記の「運営適正化委員会」に解決の斡旋を申し出ることができます。

福岡県社会福祉協議会(運営適正化委員会事務局)

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ4階  
 TEL：092-915-3511 fax：092-915-3512

#### 1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
AEDの設置	AEDを設置し、職員は使い方の講習を受けています。

#### 1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任
保険の内容	龍保険事務所

保険金額	1名につき最高5,000,000円 1事故につき最高50,000,000円
------	---------------------------------------

## 1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くだ

別表

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

☆給食副食費	（3歳以上児）4,500円
☆保護者会費	園児一人につき・・・月500円
☆絵本代	一人につき・・・月410円～550円
☆園服	・・・9,900円
☆体操服半袖シャツ	（90～130cm）2,200円 （140～150cm）2,900円
☆体操服短パン	（90～130cm）1,850円 （140～150cm）2,350円
☆帽子	・・・950円
	・年長（ぞう組）...黄色 ・年中（ぱんだ組）...青色
	・年少（こあら組）...ピンク
	・1歳児（ひよこ組）～2歳児（ペンギん組）...赤色
☆通園カバン	・・・3,780円
★園より配布した物がなくなったり壊れたりした場合、園でも購入できます。	
色鉛筆（年中・年長児で使用）	・・・1本80円